

富士市ユニバーサル就労の推進に 関する条例

富士市議会

ユニバーサル就労推進特別委員会委員長

ユニバーサル就労推進議員連盟会長

荻田 丈仁
小池 智明

静岡県富士市は、「富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例」を制定した（条例第1号として、平成29年2月22日公布、平成29年4月1日施行）。

障害者や引きこもりの若者、女性、高齢者も含めて誰もが自立した生活を送れる地域社会の実現を目指し、行政や事業者、市民などの役割を明文化するなど、就労推進に向けた議員提案による全国初の条例。

1 はじめに

「富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例」（以下「本条例」という。）は、平成29年4月から施行された議員提案による政策条例です。まだ耳慣れない方も多いとは思いますが、「ユニバーサル就労」とは、様々な理由により働きたくても働くことができない状態にある全ての人から選択した仕事に従事できる状態を示す言葉であり、千葉県にある社会福祉法人が商標登録をしています。本条例制定に至る過程で、その理念が条例の趣旨と合致していることから、視察や協議を経て、御了承をいただき、条例名に使用しています。

2 条例制定に至った背景と経緯

平成26年11月、富士市長のもとに、障害を持つ方たちの御家族から1万9386筆の署名を添えて「ユニバーサル就労に積極的な企業の誘致及び支援を求める要望書」が提出されました。

以前から障害者就労等に力を入れている市外、県外の企業、行政への視察を行う議員が多く、関心が高まっていたこともあり、この要望書提出に同席した議員を中心に、会派を超えた「富士市議会ユニバーサル就労推進議員連盟」（以下「議連」という。）が発足しました。平成27年度に入ると、議連は現状を把握するため、グループに分かれ市内外の障害

者就労支援施設、一般企業及び関係行政機関を訪問、ヒアリング等の調査を行いました。その際、

- ・ 支援施設で就労受入先の企業情報が共有されていない
- ・ 企業は障害の有無ではなく、戦力になる人材を求めている

などの意見を耳にすると同時に、引きこもりだった若者、企業を退職した高齢者及び、様々な理由で雇用されにくいと思われる方に、業務を適切に切り分け、短時間の就労を支援している企業の話も聞くことができました。

議連では、改めてユニバーサル就労の重要性を認識するに至り、これらの調査を踏まえ、平成27年11月、市長に対し、ユニバーサル就

労促進計画の策定を提案しました。その後、議連同様、ユニバーサル就労の必要性を感じていた市長から、早期のユニバーサル就労の実現のために、議会と当局の協働による事業案検討の申出がありました。これまでに例のない市長からの申出を受け、議連では、再度、ユニバーサル就労の基本的な考え方を整理した結果、事業の円滑な実施には条例制定が必要であるとの声が多く挙がったことから、平成28年度から、議連内で条例制定チームとモデル事業案の策定等を行う事業検討チームに分かれ、当局との協議を含め、本格的にユニバーサル就労の推進に向け動き始めました。

こうして出来上がった条例案について、パブリック・コメントによる意見募集を行い、「富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例」を平成29年2月定例会で議員発議により上程、可決し、平成29年4月1日から施行しています。

3 「ユニバーサル就労の推進に関する条例」とは

(1) 構成

本条例は、前文と全12条で構成されています。始めに、富士市の現状とユニバーサル就労が目指す社会の姿を示した前文に続いて、第1条から第3条で、目的、定義及び基本理

念を示しています。第4条から第12条では、市、市民、事業者、事業者団体の責務を明示、さらに市に対して、財政上の措置等を講ずることや、市民、事業者及び事業者団体との連携を規定しています。

(2) 定義

「ユニバーサル就労」の定義は、始めに述べたとおりですが、よくある障害者支援ではなく、法で救われにくいボーダーラインにいる方や、生きづらさを感じづらい思いをしてきた方への支援をするものとして定義しました。

(3) 基本理念

ユニバーサル就労とは、ユニバーサル就労支援対象者がただ就労できればいいというものではなく、

- ・ 個性や意欲に応じて能力を発揮できる
- ・ 社会の一員として社会経済活動に参加できる

このような地域社会の実現を、市、市民、事業者及び事業者団体が協働で推進していくことを基本理念として規定しました。

4 特筆すべき事項

(1) 市の責務 (第4条)

(市の責務)
第4条 市は、基本理念にのっとり、総合的かつ計画的にユニバーサル就労の推進に関する施策を講ずる責務を有する。

本条例と同時進行で検討を行った各事業について、その確実な実施を担保するため、市の責務を明記したものです。

(2) 市民・事業者・事業者団体の責務 (第5条～第7条)

(市民の責務)
第5条 市民は、基本理念にのっとり、ユニバーサル就労に関する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ユニバーサル就労の推進のために雇用の創出及び拡大を図るとともに、一人ひとりの個性に配慮しながら働きやすい職場環境を整備し、及び市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者団体の責務)

第7条 事業者団体は、基本理念にのっとり

り、その構成員である事業者に対し、ユニバーサル就労の推進のために必要な情報の提供及び助言に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

ユニバーサル就労の推進は、議会と行政の取組だけで達成できるものではありません。市民、事業者、事業者団体の理解と積極的な協力が不可欠です。特に、実際に雇用する側となる事業者に対し、業務の切り分けによって、ユニバーサル就労支援対象者が従事可能な業務が生み出せる事例を示すなど、ユニバーサル就労の持つ可能性について理解を広げていきたいと考えています。

(3) 財政上の措置（第8条）

（財政上の措置）

第8条 市は、ユニバーサル就労の推進に關する施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるものとする。

市の責務のうち、財政上の措置を明記したものです。これまでも市では生活困窮者や就労困難者に対する支援事業を行ってきましたが、平成29年度は本条例施行に伴う事業の実施に当たり、事業を牽引するユニバーサル就労支援センターの設置等、新たに予算措置を行っております。今後もユニバーサル就労推進

に有効な事業の提案には、積極的な対応を求めていきたいと考えています。

(4) 推進体制の整備（第9条）

（推進体制の整備）

第9条 市は、市民、事業者及び事業者団体と協力し、ユニバーサル就労を推進するために必要な体制を整備するものとする。

本条にのっとり、市はユニバーサル就労の推進に必要な体制整備の一つとして、ユニバーサル就労推進協議会を設立しました。これはあらゆる面で配慮をしながら支援を行う必要がある本事業において、市とユニバーサル就労に携わる方々が意見交換や情報共有する場が不可欠であるとの考えからです。

(5) 顕彰（第11条）

（顕彰）

第11条 市は、ユニバーサル就労の推進に著しく貢献したものを顕彰するものとする。

今後、重点的に取り組んでいく課題の一つとして、企業説明会の開催や企業訪問により、協力企業を増やすことがあります。ユニバーサル就労支援対象者の雇用に向け、この企業説明会等を通して、業務の切り分けや短時間労働について理解いただけるよう努めていますが、雇用に積極的に取り組んだり、市の施

策に協力いただいた市民や事業者等を顕彰する事業として、インセンティブを付与する方法について検討を行っています。

5 具体的な取組事業について

先に触れたように、条例制定に向けた動きと同時進行で、平成29年度から事業が実施できるよう、具体的な事業検討も行ったわけですが、その成果として、既に市が取り組んできた生活困窮者や就労困難者に対する事業を拡充した「生活困窮者・ユニバーサル就労支援プロジェクト事業」の予算化のほか、既存の相談事業の流れなどを体系化し、多くの関係機関との連携・支援体制を明確にすることができました。平成29年度当初から始まった14事業（現在は関連事業も含めて16事業）の中から、主だった事業を紹介します。

(1) 生活困窮者・ユニバーサル就労支援プロジェクト事業（4事業）

・既存の就労準備支援事業の対象を、様々な就労困難者（ユニバーサル就労支援対象者）にまで広げたプロジェクト

① 就労準備支援事業

生活保護受給者及び生活困窮者に不足する就労に必要な知識・技能等を補う就労準備支援を実施

② 就労困難者就労支援事業

就労困難者にキャリアアカウンセリング等を行い、適性に合わせた就労支援を実施

③ 協力企業等開拓事業（受け皿開拓）

多様な働き方を提供できる協力事業所を開拓し、就労につなげる

④ 協力企業等支援事業（支援付就労）

協力事業所での雇用継続のため、就労者や事業所に対する相談・支援

(2) 市民ネットワーク推進事業

・市民、事業者等への「ユニバーサル就労」の広報・啓発を目的に、ユニバーサル就労広報室を設置

・ユニバーサル就労支援対象者を社会の一員として支えていくために、市民意識からの土壌形成を推進

(3) ユニバーサル就労推進協議会運営事業

・ユニバーサル就労に関わる様々な分野の各種相談窓口等の関係機関、事業者、事業者団体等に参加いただく協議会を設置
・様々な情報交換とともに、ユニバーサル就労推進事業に関する意見の聴取

(4) 市による就労困難者雇用事業

・従事可能な業務の抽出を行い、雇用形態を研究

・ユニバーサル就労支援対象者を市役所で試験的に雇用

上記以外にも、農林水産業経営体の協力による体験事業などが検討されています。

9 やすくじ

今回、富士市議会では市長と協働して、条例や事業検討に取り組むという貴重な経験をする事ができました。これまで議決機関としての役割がほとんどだった議会が、市長とは違った視点で政策提案し、政策立案機能を発揮することもできました。議会と市長の関係は「車の両輪」に例えられるように、よりよい市民生活の実現のため、相互に牽制、協力し責務を果たすべきと考えていますので、今後の議会活動においてもこの経験をいかしていきたいと思えます。

また、本条例は制定して終わりではありません。今後、市当局を始め、多くの方々と協働し、事業を推進していくため、議会にユニバーサル就労推進特別委員会も設置しました。富士市に根付き始めたユニバーサル就労の理念が、全国に広がっていくことを期待します。



ユニバーサル就労事業（イメージ）

